

モデル性の高い空き家対策に関する広報等を行う事業を 実施する者の公募についての公示

令和7年12月4日
国土交通省住宅局長 宿本 尚吾

次のとおり、モデル性の高い空き家対策に関する広報等を行う事業を実施する者の公募について公示いたします。

1. 事業の概要

(1) 事業名

モデル性の高い空き家対策に関する広報等を行う事業

(2) 事業目的

我が国におけるその他空き家の数は令和5年には386万戸まで増加しており、空き家問題への対応は重要な政策課題となっている。今後我が国の空き家問題を解消していくためには、空き家所有者をはじめ広く国民一人ひとりに対して空き家対策の重要性や放置リスクへの理解を広げることが必要であることから、これまでも様々な場面でこれらの周知等を行い、社会全体における空き家問題・空き家対策に対する意識の向上を図ってきたところである。

一方で、空き家問題は、個人にとって「自分事」として顕在化することはライフスパンの中でも1・2回程度であるために知識が蓄積されないこと、また、相続、不動産取引、建築など様々な領域の課題を解決する必要があるために放置につながりやすいことが特徴である。そのため、空き家対策への関心・意識を持つことだけでなく、できることから行動に移していくことを促す必要がある。

そこで、本事業では、空き家対策の広報等に関し、全国規模の効果的・効率的な取組を実施するとともに、広く行政や民間事業者等が活用可能で効果の高い手法を構築することにより、空き家対策に係る広報等の全国的かつ幅広い主体による展開を図ることを目的とする。

(3) 公募対象事業の内容

空き家対策に関する空き家所有者等向けの広報等に関し、全国規模の効果的・効率的な取組を実施する事業や、広く行政や民間事業者等が活用可能で効果の高い手法を構築する事業を公募する。

本事業による広報等は、以下に示すターゲットに対して適切な周知内容を選定し、各ターゲットが空き家対策のためのアクションを起こすきっかけとなるよう、細やかで効果的な広報媒体や手法を用いて行うこと。

○ターゲットの例

- ① 持ち家に居住している高齢者
- ② 持ち家から他の住宅や施設等に（一時的に）転居した高齢者

- ③ 親世代が所有する住宅を相続した者（相続見込みの者を含む）

○周知内容の例

- ① 空き家の管理に関する課題（草刈り・換気等の負担、固定資産税の負担 等）
- ② 空き家の処分を後回しにするデメリット（売却等の機会損失、管理・処分負担の増大）
- ③ 空き家が管理不全化した場合の影響（周辺住民への悪影響、処分費用・税負担の増加 等）
- ④ 空き家の相続を放棄した場合の影響（周辺住民への悪影響、行政負担の増大 等）
- ⑤ 空き家の管理負担を軽減する方法（相談、管理業者へ委託、賃貸化 等）
- ⑥ 空き家の処分・活用の準備と方法（エンディングノートの作成、売却・賃貸化等）

(4) 事業規模の目安、補助率

1.65 億円程度、定額

なお、広報の効果を踏まえて、事業規模を最大2億円まで拡大することがある。

(5) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和7年12月下旬～令和8年3月27日

(6) 補助対象事業者の要件

次の要件の全てを満たす者とする。

- ① 本事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがない者であること。
- ② 国土交通省大臣官房会計課長からの指名停止の措置を受けていないこと。
- ③ 本事業の実施に当たって知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の事業に活用することがないよう的確な秘密保持体制を有していること。
- ④ 本事業を適確に実施するに足る技術的な基礎を有する者であること。
- ⑤ 本事業を適確に実施するに足る経理的な基礎及び監査体制を有する者であること。
- ⑥ 本事業の適確な実施のために適切な組織、人員を有していること。

(7) 留意事項及び国土交通省との調整等

- ① 事業の実施に当たっては、国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室と十分かつ密に調整すること。
- ② 事業の実施により得られた成果を、国土交通省が空き家対策の推進に当たり活用することに同意すること。

2. 提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 提案書の作成上の基本事項

事業規模1.65億円により実施する取組を基本事業として、事業規模2億円の範囲内で、基本事業に加え同事業の効果を促進する事業（以下「効果促進事業」という。）の提案を求める。その際、基本事業及び効果促進事業それぞれの事業費及び取組内容が分かるような

記載とすること。

(2) 提案書の作成方法

提案書の様式は、別添の様式1から4（A4判）に示すとおりとする。

提案の内容について具体的かつ明確に記載するとともに、内容について詳細な説明資料がある場合には添付しても構わない。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(3) 作成に用いる言語等

書類の作成に使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(4) 提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

(5) 結果の通知

結果は書面（審査結果通知書）により通知する。なお、採用に当たって一定の条件を付すことや提案内容の一部のみを採用することがある。

(6) 提案書の選定における留意事項

提案書の選定に当たっては、基本事業だけでなく、効果促進事業を含めた全ての提案内容を評価の対象とする。なお、提案書の内容について、ヒアリングを実施することがある。

3. 提案書の提出期限、提出先及び方法

(1) 期限

令和7年12月18日（木）12時00分まで

(2) 提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室 柿坂、丹羽

電話 03-5253-8111（内線 39358、39357）

電子メール hqt-juukankyouseibi@gxb.mlit.go.jp

(3) 方法

○郵送の場合

上記担当部局へ3部郵送する。（郵便書留に限る。）

○電子メールの場合

上記担当部局へ1部送付する。

- ・送付後、上記担当部局に電話で着信を確認すること。

- ・申請の担当者を複数名含めた送信とし、メール件名を「（応募申請）モデル性の高い空き家対策に関する広報等を行う事業」とすること。
- ・使用可能なフォーマットは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効。）
「Microsoft Word」 「Microsoft Excel」 「Microsoft PowerPoint」 「Just System 一太郎」 「Adobe PDF」

4. 不採用に関する事項

提出した提案書が採用されなかった者に対しては、不採用とされた旨とその理由（不採用理由）を、書面（審査結果通知書）をもって、住宅局長から通知する。

5. 本書の内容についての質問の受付及び回答

質問は、文書（様式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、持参、郵送、電送又は電子メールのいずれかの方法でも可能とする。（電送又は電子メールの場合は、当該文書を提出後、上記担当部局までその到着を確認すること。）

なお、文書には回答を希望する担当窓口の部署、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを併記すること。

受付期間：令和7年12月4日（木）より

令和7年12月18日（木）12時00分まで

6. その他

- （1）提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者側の負担とする。
- （2）提出された提案書は、提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- （3）提案書に虚偽の記載があった場合は、当該提案書を無効にするとともに、補助事業者としての採択を取り消すことがある。
- （4）採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づく開示請求があった場合には、提案者の権利や競争上の地位等を害するおそれがない部分に関して、開示対象となる場合がある。
- （5）郵送により提出された提案書は、原則返却しない。なお、採用されなかった場合に返却を希望する場合はその旨、提案書を提出する際に申し出ること。

7. 事業実施に当たっての留意事項

（1）不適切な行為に対する措置

本事業の実施に当たり不適切な行為があった場合は、必要に応じて、次の措置を講じることなどがある。

- ・国土交通省が発注する業務に関する指名の停止
- ・国土交通省住宅局の他の補助事業又は委託事業への応募又は応札の制限
- ・補助事業者等の名称（法人の代表者、役員、経理に関する監査責任者の名称を含む。）、不適切な行為の内容等の公表
- ・補助事業者が建設業者、宅建業者等の許可等を得ている者の場合は、監督官庁への通報

- ・ 建築士又は建築士事務所が関与した場合は、監督官庁への通報

(2) 経理に関する留意事項

- ・ 本事業の着手に当たっては、本事業の経理に関する管理責任者を選任し、人件費に関する補助金が含まれる場合は、事業への従事状況を把握する体制を申告すること。
- ・ 人件費に関する補助金が含まれる場合は、業務日報等の従事状況を確認することができる書類等（業務管理システムのデータ、業務に係るメールの履歴、開催日時が記録された会議記録等）を保存し、国土交通省の求めに応じて、当該書類等の写しを提出すること。
- ・ 国土交通省の求めに応じて、本事業の実施期間中に、経理に関する検査、本事業に従事する者へのヒアリング調査等に対応すること。
- ・ 人件費に係る消費税は、補助金の交付対象とならないこと。
- ・ 本事業が完了したときは、本事業の経理に関する監査の実施報告書を提出すること（監査役又は監事がない場合は、経理に関する管理責任者以外の役員等が行うものとする。）。

(3) 内部取引等に関する留意事項

- ・ 本事業の交付申請には、関係会社等*からの調達の有無について、宣誓書を添付すること。
- ・ 本事業の実施に当たり、関係会社等からの調達をする場合は、原則として関係会社等以外の2者を含めた3者以上の見積の結果から調達額が適正であることを示す資料提出すること。
- ・ 虚偽の申請であった場合は、補助金の交付決定を取り消すことがある。

※ 「関係会社」とは財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項で定めるものをいい、これに補助事業者の役員が役員に就任している法人を含め「関係会社等」とする。